



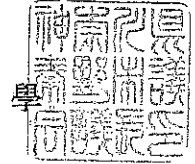
FNo.0・6・2 (甲)

令和8年6月23日

秦野市議会議員

中村知也様

秦野市議会議長 相原



秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する疑  
いがある事件について (措置)

令和8年2月19日及び同年3月3日に調査請求があった、政治倫理基準に  
違反する疑いがある事件について、秦野市議会議員政治倫理規程(以下、「規程」  
という。)第6条の規定に基づき、貴職に対し、次のとおり措置を講じます。

1 令和8年2月19日付けの調査請求

自身のSNSにおいて、特定個人の実名を挙げて、強い言葉を使って不特  
定多数の人に発信した行為は、客観的情報及び根拠に基づかず、憶測で同僚  
議員を貶めるとともに、発信した内容も品位のない不適切な発言であり、市  
議会議員としてあるまじき言動であることから、規程第3条第6号に違反す  
るものと認定しました。

2 令和8年3月3日付けの調査請求

自身のSNSにおいて投稿した内容及び行為は、特定個人の実名を挙げて  
侮辱し、不特定多数の人に県議会議員が投稿内容のような人物であると印象  
付けるとともに、自ら喧嘩をけしかけている言動は、市議会議員としての資  
質に欠けることから、規程第3条第6号に違反するものと認定しました。

3 措置内容

以上の内容を踏まえて判断した結果、規程第6条第3号の「辞職勧告」と  
します。